

## 様式 1 公表されるべき事項

### 国立大学法人 東京大学の役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたっては、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、国家公務員給与の改定状況等を参考として決定している。

###### ② 令和2年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員の賞与については、平成16年度より東京大学役員給与規則に基づき、「総長は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績を勘案して、賞与の額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる」仕組みとしている。

###### ③ 役員報酬基準の内容及び令和2年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、主に月額及び賞与から構成されている。月額については、東京大学役員給与規則に則り、俸給月額(1,199,000円)に教育研究連携手当(233,805円)を加算して算出している。賞与についても、東京大学役員給与規則に則り、((俸給月額+教育研究連携手当の月額)+(俸給月額+教育研究連携手当の月額)×100分の20+俸給月額×100分の25)に100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

令和2年度では、国家公務員給与改定の状況を踏まえた改定として、冬季に支給する賞与の支給割合を0.05月分引下げを実施した。

理事

役員報酬支給基準は、主に月額及び賞与から構成されている。月額については、東京大学役員給与規則に則り、俸給月額(895,000円)に教育研究連携手当(174,525円)を加算して算出している。賞与についても、東京大学役員給与規則に則り、((俸給月額+教育研究連携手当の月額)+(俸給月額+教育研究連携手当の月額)×100分の20+俸給月額×100分の25)に100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

令和2年度では、国家公務員給与改定の状況を踏まえた改定として、冬季に支給する賞与の支給割合を0.05月分引下げを実施した。

理事(非常勤)

役員報酬支給基準は、東京大学役員給与規則に則り、月額(424, 666円)としている。

令和2年度の改訂は特になし。

監事

役員報酬支給基準は、主に月額及び賞与から構成されている。月額については、東京大学役員給与規則に則り、俸給月額(706,000円)に教育研究連携手当(137,670円)を加算して算出している。賞与についても、東京大学役員給与規則に則り、((俸給月額+教育研究連携手当の月額)+(俸給月額+教育研究連携手当の月額)×100分の20+俸給月額×100分の25)に100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

令和2年度では、国家公務員給与改定の状況を踏まえた改定として、冬季に支給する賞与の支給割合を0.05月分引下げを実施した。

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、東京大学役員給与規則に則り、日給額(38, 000円)としている。

令和2年度の改訂は特になし。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和2年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 23,957	千円 14,388	千円 6,764	千円 2,805 (教育研究連携手当)	3月31日	
A理事	千円 19,685	千円 10,740	千円 5,553	千円 2,094 (教育研究連携手当) 97 (通勤手当) 1,200 (副学長手当)	3月31日	
B理事	千円 19,504	千円 10,740	千円 5,301	千円 2,094 (教育研究連携手当) 168 (通勤手当) 1,200 (副学長手当)	3月31日	
C理事	千円 19,335	千円 10,740	千円 5,301	千円 2,094 (教育研究連携手当) 1,200 (副学長手当)	3月31日	
D理事	千円 19,207	千円 10,740	千円 5,173	千円 2,094 (教育研究連携手当) 1,200 (副学長手当)	4月1日	
E理事	千円 19,207	千円 10,740	千円 5,173	千円 2,094 (教育研究連携手当) 1,200 (副学長手当)	3月31日	
F理事	千円 18,497	千円 10,740	千円 5,553	千円 2,094 (教育研究連携手当) 109 (通勤手当)	3月31日	
G理事	千円 18,161	千円 10,740	千円 5,173	千円 2,094 (教育研究連携手当) 154 (通勤手当)		◇
H理事 (非常勤)	千円 3,397	千円 3,397	千円 0	千円 0	8月1日	
A監事	千円 6,239	千円 3,530	千円 2,021	千円 688 (教育研究連携手当)		8月31日
B監事	千円 6,276	千円 3,530	千円 2,021	千円 688 (教育研究連携手当) 36 (通勤手当)		8月31日
C監事	千円 7,224	千円 4,942	千円 1,177	千円 963 (教育研究連携手当) 141 (通勤手当)	9月1日	
D監事 (非常勤)	千円 2,280	千円 2,280	千円 0	千円 0	9月1日	

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「副学長手当」とは、副学長を兼ねている常勤の役員に対して支給するものである。

注3:「教育研究連携手当」とは、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域等に所在する勤務箇所に在勤する役員に支給するものである。

注4:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長

東京大学は、世界的教育研究拠点として、教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としている。これらの使命を担っていくため、総長のリーダーシップの下、将来構想である「東京大学ビジョン2020」では、卓越性と多様性の相互連環を基本理念として掲げ、国際的に卓越した研究拠点の拡充・創設、学部教育改革の推進、学術成果の社会への還元などに取り組んでおり、さらに平成29年6月30日付けで指定国立大学法人に指定されたことを契機とし、地球と人類社会の未来に貢献する「知の協創の世界拠点」の形成という構想のもと、運営改革をさらに加速させている。

こうした中で、総長は教職員数約8,000名の法人の代表としてその業務を総理するとともに、校務を司り、所属教職員を統督し、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

東京大学総長の報酬月額については、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、国家公務員給与の改定状況等を参考とした場合には、法人の長としての報酬水準は妥当であると考えられるが、独立行政法人通則法第50条の2による役員報酬等の規定にある民間企業の役員の報酬等を踏まえつつ引き続き検討していきたい。

理事

東京大学は、世界的教育研究拠点として、教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としている。これらの使命を担っていくため、総長のリーダーシップの下、将来構想である「東京大学ビジョン2020」では、卓越性と多様性の相互連環を基本理念として掲げ、国際的に卓越した研究拠点の拡充・創設、学部教育改革の推進、学術成果の社会への還元などに取り組んでおり、さらに平成29年6月30日付けで指定国立大学法人に指定されたことを契機とし、地球と人類社会の未来に貢献する「知の協創の世界拠点」の形成という構想のもと、運営改革をさらに加速させている。

こうした中で、理事は総務、入試・高大接続、評価、研究、懲戒、財務、社会連携・産学官協創、教育、学生支援、施設、国際、総長ビジョン広報、コンプライアンス、監査、病院、事務組織、法務及び人事労務など多岐に亘る役割に対し、総長を補佐して大学法人の業務を掌理している。

東京大学理事の報酬月額については、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、国家公務員給与の改定状況等を参考として決定しており、その職務内容の特性等を踏まえても、理事としての報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

東京大学は、世界的教育研究拠点として、教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としている。これらの使命を担っていくため、総長のリーダーシップの下、将来構想である「東京大学ビジョン2020」では、卓越性と多様性の相互連環を基本理念として掲げ、国際的に卓越した研究拠点の拡充・創設、学部教育改革の推進、学術成果の社会への還元などに取り組んでおり、さらに平成29年6月30日付けで指定国立大学法人に指定されたことを契機とし、地球と人類社会の未来に貢献する「知の協創の世界拠点」の形成という構想のもと、運営改革をさらに加速させている。

こうした中で、非常勤理事は経営改革特命などの役割に対し、総長を補佐して大学法人の業務を掌理するため選任されている。

非常勤理事の報酬については、常勤理事の報酬月額を基に勤務形態を勘案して決定しており、また、職責については常勤理事と同等であることから、非常勤理事としての報酬水準は妥当であると考えられる。

## 監事

東京大学は、世界的教育研究拠点として、教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としている。これらの使命を担っていくため、総長のリーダーシップの下、将来構想である「東京大学ビジョン2020」では、卓越性と多様性の相互連環を基本理念として掲げ、国際的に卓越した研究拠点の拡充・創設、学部教育改革の推進、学術成果の社会への還元などに取り組んでおり、さらに平成29年6月30日付で指定国立大学法人に指定されたことを契機とし、地球と人類社会の未来に貢献する「知の協創の世界拠点」の形成という構想のもと、運営改革をさらに加速させている。

こうした中で、監事は監査環境の整備及び法人内の情報の収集に積極的に努め、特に人事制度改革の対応状況、出資金事業の遂行状況、産学連携の状況、情報セキュリティの状況、新型コロナウイルス感染症の対応状況、子会社の状況などを重点項目に監事監査を実施をしている。

東京大学監事の報酬月額については、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、国家公務員給与の改定状況等を参考として決定しており、その職務内容の特性等を踏まえても、監事としての報酬水準は妥当であると考えられる。

## 監事(非常勤)

東京大学は、世界的教育研究拠点として、教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としている。これらの使命を担っていくため、総長のリーダーシップの下、将来構想である「東京大学ビジョン2020」では、卓越性と多様性の相互連環を基本理念として掲げ、国際的に卓越した研究拠点の拡充・創設、学部教育改革の推進、学術成果の社会への還元などに取り組んでおり、さらに平成29年6月30日付で指定国立大学法人に指定されたことを契機とし、地球と人類社会の未来に貢献する「知の協創の世界拠点」の形成という構想のもと、運営改革をさらに加速させている。

こうした中で、非常勤監事は監査体制の中立性及び独立性を一層高めるため選任されている。

非常勤監事の報酬については、常勤監事の報酬月額を基に勤務形態を勘案して決定しており、また、職責については常勤監事と同等であることから、非常勤監事としての報酬水準は妥当であると考えられる。

## 【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考える。

#### 4 役員の退職手当の支給状況(令和2年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長 該当者なし	千円	年 月			
理事A 3,708	千円	年 3	月 令和2年3月31日	1.1	
理事A (非常勤) 該当者なし	千円	年 月			
監事A 3,914	千円	年 4	月 5 令和2年8月31日	1.0(仮)	
監事B 3,914	千円	年 4	月 5 令和2年8月31日	1.0(仮)	
監事A (非常勤) 該当者なし	千円	年 月			

注:監事A及び監事Bの支給額は、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、「暫定的な業績勘案率(1.0)」により算出している。

#### 5 退職手当の水準の妥当性について

##### 【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長 該当なし	
理事A 該当なし	当該理事は、平成29年4月1日から平成30年3月31までの1年間、財務、渉外、奨学厚生及び男女共同参画担当として、平成30年4月1日から平成31年3月31までの1年間、財務、男女共同参画、広報及び環境安全担当として、平成31年4月1日から令和2年3月31までの1年間、教育、学生支援及びダイバーシティ担当として、女性教員等への支援強化として女性研究者の積極的な採用・育成、「東京大学ビジョン2020」の実現に資する取組への重点配分を継続するとともに、IRデータを活用した評価手法を検討し、科研費応募率・採択率を指標としたインセンティブによる配分を実施した。また、財務情報と非財務情報の統合を目指し、教育、研究、社会連携に関するIRデータの一部を財務レポートに掲載するなど積極的な情報公開などに尽力した。 当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.1と決定した。
理事A (非常勤) 該当なし	
監事A 該当なし	
監事A (非常勤) 該当なし	

##### 【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考える。

#### 6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員の賞与については、平成16年度より東京大学役員給与規則に基づき、「総長は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績を勘案して、賞与の額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる」仕組みとしている。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたっては、労使交渉によって自主的・自律的に勤務条件を決定することを基本としつつ、人件費の状況や国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態等を総合的に勘案したうえで、国の給与法を重要な参考資料として給与改定を実施している。なお、人件費管理については、教員と教員以外の職員の区分に分け部局ごとに採用可能数を配分し、その配分数の範囲内で雇用管理を行っている。また、毎年度部局ごとに採用可能数の拠出を行うことと併せて、必要な部局には再配分を行う仕組みとしている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

前1年間における勤務成績に応じて昇給を、従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価に基づき昇格を実施し、また、勤勉手当において勤務実績に応じた支給割合(成績率)を設定することにより反映する仕組みを導入している。

#### ③ 給与制度の内容及び令和2年度における主な改定内容

東京大学教職員給与規則に則り、俸給及び諸手当(俸給の調整額、管理職手当、役職手当、初任給調整手当、扶養手当、教育研究連携手当、住居手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、宿・日直手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当等)を支給している。

期末手当については、期末手当基準額(俸給+扶養手当+教育研究連携手当+役職段階別加算額)に100分の130の支給割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+教育研究連携手当+役職段階別加算額)に期間率と勤勉手当の支給基準に定める成績率、総長選考加算率及び業務加算率を乗じて得た額としている。

令和2年度では、国家公務員給与改定の状況を踏まえた改定として、令和2年度当初から①住居手当の支給対象となる家賃額の下限の引上げ(12,000円→16,000円)及び手当額の上限を引上げ(27,000円→28,000円)、また②冬季に支給する期末手当の支給割合について0.05月分引下げを実施した。

このほか、令和2年度当初から宿・日直手当において、宿・日直従事者の賃金の1人1日平均額の3分の1の額を超えるよう、手当額を引上げた(6,200円→6,500円)。教育、研究及び大学運営等において特に顕著な業績、成果及び貢献が認められた年俸制給与が適用される教職員を処遇できるよう新たに特別貢献手当を規定した。また、令和2年5月に新型コロナウィルス感染症患者へ対応する業務に従事した教職員へ支給する特殊防疫等作業手当を新たに規定した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	うち通勤手当
常勤職員	人 5876	歳 45.1	千円 8,266	千円 5,977	千円 142	千円 2,289
事務・技術	人 1605	歳 45.0	千円 6,883	千円 5,031	千円 175	千円 1,852
教育職種 (大学教員)	人 2939	歳 48.8	千円 10,041	千円 7,191	千円 141	千円 2,850
医療職種 (病院看護師)	人 972	歳 35.3	千円 5,812	千円 4,300	千円 82	千円 1,512
技能・労務職種	人 9	歳 52.3	千円 6,019	千円 4,434	千円 162	千円 1,585
教育職種 (附属高校教員)	人 34	歳 46.0	千円 8,280	千円 6,049	千円 200	千円 2,231
医療職種 (病院医療技術職員)	人 304	歳 40.5	千円 6,394	千円 4,689	千円 153	千円 1,705
その他医療職種 (医療技術職員)	人 4	歳 46.3	千円 6,830	千円 5,019	千円 292	千円 1,811
その他医療職種 (看護師)	人 9	歳 47.1	千円 6,549	千円 4,775	千円 199	千円 1,774
指定職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 62	歳 62.8	千円 4,126	千円 3,396	千円 210	千円 730
事務・技術	人 58	歳 62.8	千円 4,105	千円 3,378	千円 212	千円 727
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 4	歳 63.0	千円 4,428	千円 3,645	千円 182	千円 783

非常勤職員	人 10	歳 34.9	千円 5,271	千円 3,946	千円 166	千円 1,325
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 10	歳 34.9	千円 5,271	千円 3,946	千円 166	千円 1,325

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:教育職種(附属高校教員)とは、附属中等教育学校教員を示す。

注3:指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注4:常勤職員の指定職種、再任用職員の医療職種(病院看護師)、技能・労務職種、教育職種(附属高校教員)、

非常勤職員の事務・技術、教育職種(外国人教師等)については、該当者が2人以下のため

当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、各区分の全体の数値からも除外している。

注5:在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

[年俸制適用者]

常勤職員(年俸制)	人 272	歳 41.3	千円 7,910	千円 7,862	千円 93	千円 48
教育職種 (大学教員)	人 245	歳 40.3	千円 8,345	千円 8,292	千円 85	千円 53
職域限定職員	人 24	歳 49.2	千円 3,258	千円 3,258	千円 172	千円 0
高度学術	人 3	歳 53.5	千円 9,630	千円 9,630	千円 128	千円 0

非常勤職員(年俸制)	人 1551	歳 43.5	千円 5,851	千円 5,851	千円 155	千円 0
事務・技術	人 505	歳 49.3	千円 4,954	千円 4,954	千円 190	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 	歳 	千円 	千円 	千円 	千円 
医療職種 (病院医療技術職員)	人 41	歳 30.9	千円 5,014	千円 5,014	千円 157	千円 0
特任教員	人 563	歳 42.8	千円 7,213	千円 7,213	千円 132	千円 0
特任研究員	人 442	歳 38.9	千円 5,218	千円 5,218	千円 143	千円 0

注1:非常勤職員(年俸制)については、本学では常勤職員として取り扱っている。

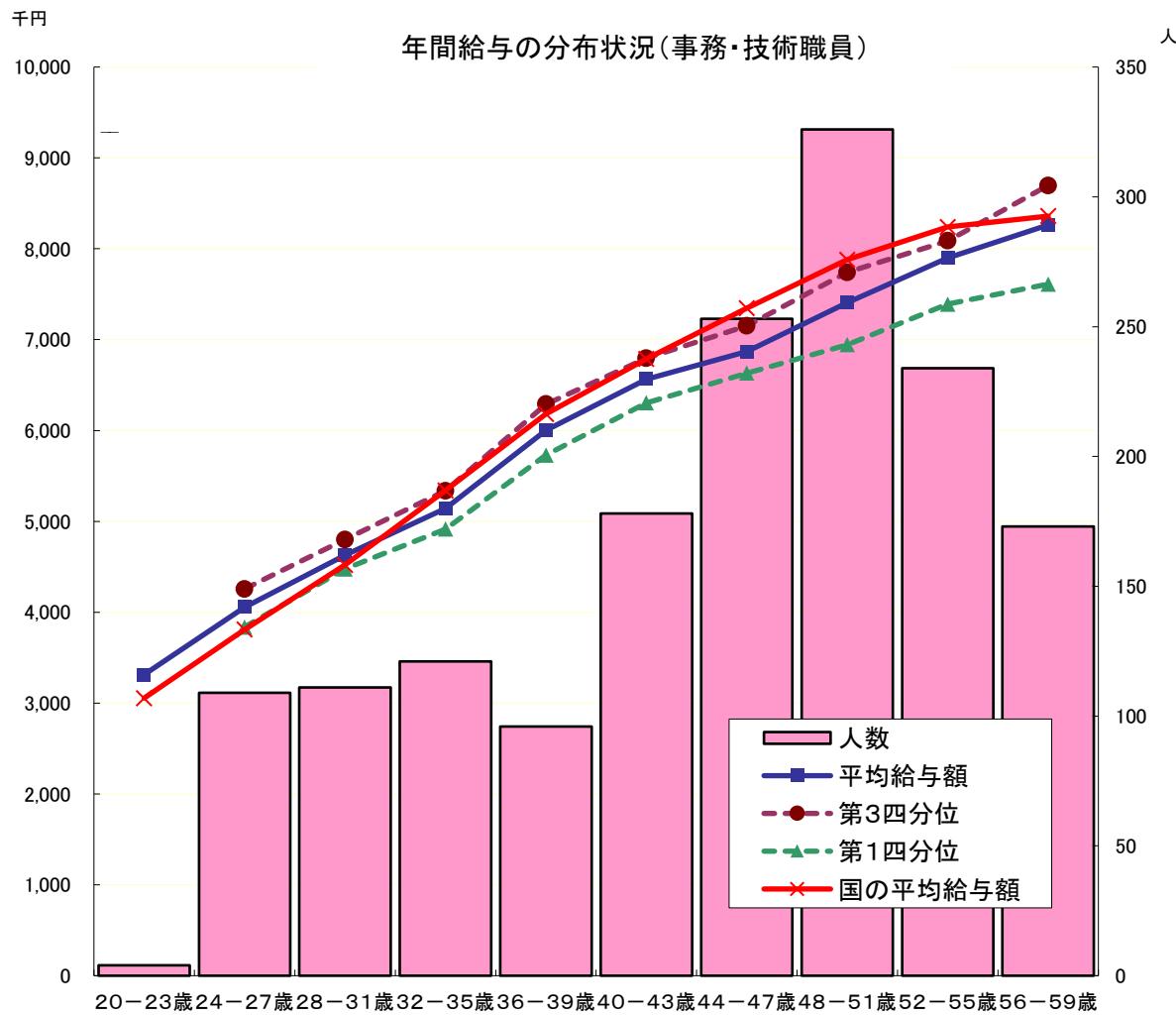
注2:常勤職員(年俸制)の事務・技術、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため欄を省略した。

注3:非常勤職員(年俸制)の医療職種(病院看護師)については、該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、各区分の全体の数値からも除外している。

注4:特任教員とは、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教を示す。

注5:在外職員、任期付職員、再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)  
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。〕



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注：年齢20～23歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額及び第1・3四分位を記載していない。

③ 職位別年間給与の分布状況

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	千円
部長	14	57.3	11,390	12,679 ~ 9,998	
課長	97	53.8	9,311	11,131 ~ 7,152	
副課長	189	54.2	7,844	9,166 ~ 6,588	
上席係長	210	51.6	7,502	9,036 ~ 6,583	
係長	659	46.1	6,787	8,315 ~ 4,917	
主任	157	41.4	5,916	7,515 ~ 4,362	
係員	279	29.4	4,462	7,405 ~ 3,032	

注：「課長」には、「事務長」、「副部長」を含む。

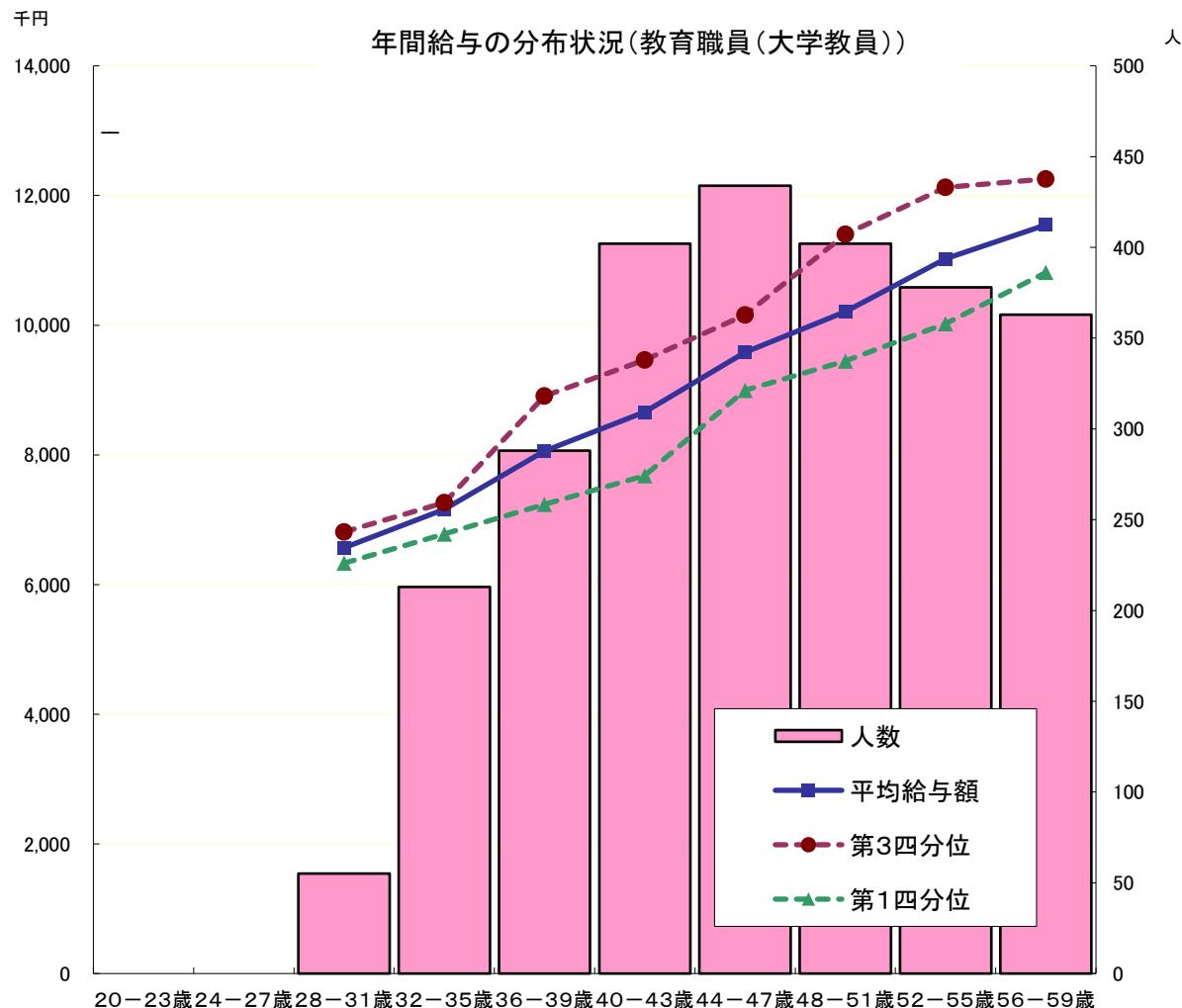
「副課長」には、「副事務長」、「専門員」、「技術専門員」を含む。

「上席係長」には、「主査」、「専門職員」を含む。

「係長」には、「技術専門職員」を含む。

「係員」には、「一般職員」「一般技術職員」を含む。

② 年齢別年間給与の分布状況(教育職員(大学教員))  
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。〕

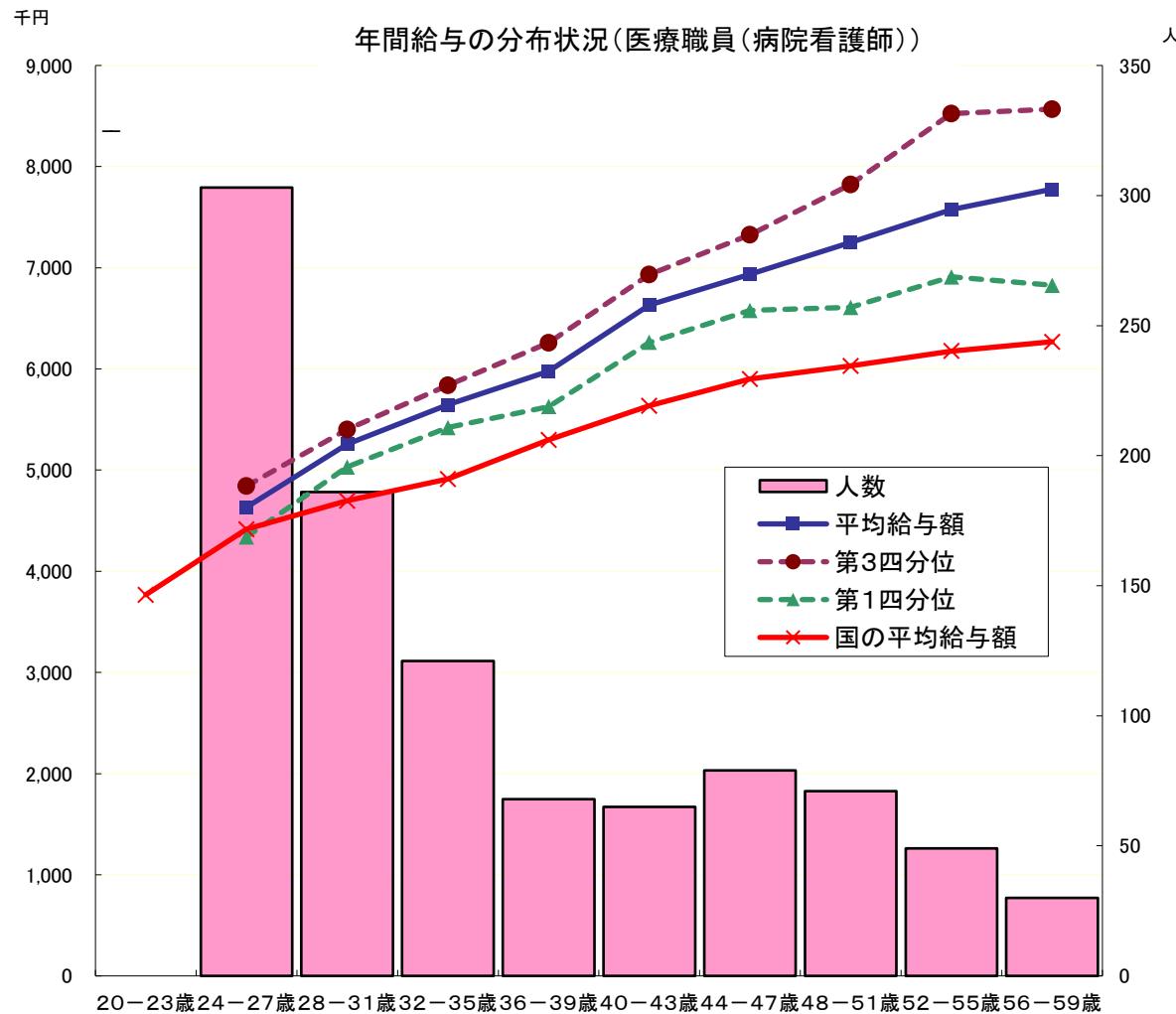


③ 職位別年間給与の分布状況

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授	1,165	56.1	11,939	18,990 ~ 9,089
准教授	848	46.4	9,558	11,910 ~ 6,892
講師	221	44.1	8,733	10,774 ~ 6,457
助教	675	40.7	7,295	9,325 ~ 5,464
助手	30	55.3	7,642	8,519 ~ 7,085

② 年齢別年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))  
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。〕



③ 職位別年間給与の分布状況

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		千円
			平均	(最高～最低)	
看護部長	2			～	
副看護部長	3	56.2	9,179	～	
看護師長	57	51.3	8,456	9,688 ～ 6,402	
副看護師長	100	46.4	6,877	8,270 ～ 5,507	
看護師	810	32.7	5,372	8,133 ～ 4,105	

注1:「看護部長」については該当者2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下の事項については記載していない。

注2:「副看護部長」については該当者3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の最高額及び最低額は記載していない。

注3:「看護師」には、「助産師」、「保健師」を含む。

④ 賞与(令和2年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.7	% 55.6	% 56.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.3	% 44.4	% 43.9
	最高～最低	% 52.6～39.6	% 53.5～39.9	% 53.0～40.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.2	% 56.2	% 56.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.8	% 43.8	% 43.3
	最高～最低	% 52.6～38.5	% 53.5～39.2	% 53.0～39.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.7	% 53.6	% 54.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.3	% 46.4	% 45.8
	最高～最低	% 52.6～31.3	% 55.3～40.8	% 53.6～39.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.4	% 56.6	% 57
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.6	% 43.4	% 43
	最高～最低	% 57.6～28.2	% 58.9～39.3	% 58.1～35.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 52.1	% 53.1	% 52.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 47.9	% 46.9	% 47.4
	最高～最低	% 52.6～42.7	% 50.0～42.4	% 51.3～43.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 56.9	% 55.5	% 56.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.1	% 44.5	% 43.8
	最高～最低	% 52.6～38.7	% 53.5～40.0	% 49.5～39.5

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### ○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指標の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 96.3</li> <li>・年齢・地域勘案 87.1</li> <li>・年齢・学歴勘案 95.0</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 86.7</li> <li>(参考)対他法人 110.6</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p><b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42% (国からの財政支出額 110,981(百万円)、支出予算の総額 266,486(百万円):令和2年度予算)</p> <p><b>【累積欠損額について】</b> 累積欠損額0円(令和元年度決算)</p> <p><b>【管理職について】</b> 6.9% (常勤職員1,605名中111名)</p> <p><b>【給与・報酬等支給総額について】</b> 支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 48.8% (支出総額 114,848(百万円)、給与・報酬等支給総額 56,086(百万円):令和元年度決算)</p> <p><b>【検証結果】</b> 国からの財政の支出割合は42%であり、累積欠損もなく、人事院勧告を勘案した給与改定を実施するなど、給与水準は適切であると考える。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。

## ○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 113.3</li> <li>・年齢・地域勘案 106.3</li> <li>・年齢・学歴勘案 108.1</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 104.5</li> </ul> (参考)対他法人 114.9
国に比べて給与水準が高くなっている理由	本学の医療職種(病院看護師)が勤務する病院が1級地(東京特別区)にあること、令和2年国家公務員給与等実態調査の「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」による医療職俸給表(三)適用者の最終学歴は、大学卒6.2%、短大卒90.3%であるのに対し、本学は大学卒72.1%、短大卒27.9%であること、同調査の「適用俸給表別、級別(最終学歴別)人員」による医療職俸給表(三)適用者の1級(准看護師)の構成割合は4.1%であるのに対し、本学は0%であることにより、対国家公務員指数を上回ったと考えられる。
給与水準の妥当性の検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p><b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42% (国からの財政支出額 110,981(百万円)、支出予算の総額 266,486(百万円):令和2年度予算)</p> <p><b>【累積欠損額について】</b> 累積欠損額0円(令和元年度決算)</p> <p><b>【管理職について】</b> 6.4%(常勤職員972名中62名)</p> <p><b>【給与・報酬等支給総額について】</b> 支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 48.8% (支出総額 114,848(百万円)、給与・報酬等支給総額 56,086(百万円):令和元年度決算)</p> <p><b>【検証結果】</b> 上記の理由により、適切なものであると考える。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、対国家公務員指数が全て100を上回っていることについての理由の説明及び給与水準の妥当性の検証結果から、国と職員構成が異なること等を考慮すると、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。

## ○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 107.9

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和2年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指標である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

#### 4 モデル給与 (事務・技術職員)

(扶養親族がいない場合)

- 22歳(本部一般職員大卒初任給)  
月額182,200円 年間給与2,718千円
- 35歳(本部主任)  
月額324,920円 年間給与5,421千円
- 50歳(本部副課長)  
月額435,697円 年間給与7,340千円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給

(教育職員(大学教員))

(扶養親族がいない場合)

- 27歳(助教博士修了初任給)  
月額291,400円 年間給与4,343千円
- 35歳(助教)  
月額395,784円 年間給与6,588千円
- 50歳(教授)  
月額575,034円 年間給与9,826千円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

前1年間における勤務成績に応じて昇給を、従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価に基づき昇格を実施し、また、勤勉手当において勤務実績に応じた支給割合(成績率)を設定することにより反映する仕組みを導入している。

### III 総人件費について

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 54,954,347	千円 55,395,946	千円 55,438,063	千円 56,086,289	千円 57,061,239	千円
退職手当支給額 (B)	千円 4,009,694	千円 4,687,884	千円 4,404,771	千円 3,963,074	千円 3,695,408	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 36,670,052	千円 37,711,344	千円 38,970,667	千円 41,166,548	千円 42,477,967	千円
福利厚生費 (D)	千円 12,543,820	千円 12,824,834	千円 13,331,881	千円 13,632,463	千円 14,020,036	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 108,177,913	千円 110,620,008	千円 112,145,382	千円 114,848,374	千円 117,254,652	千円

注:中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

#### 総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」においては、教職員数が増加していることから対前年度比1.7%の増となった。

「最広義人件費」においては、雇用の増加による「給与、報酬等支給総額」の増額・「非常勤役職員等給与」の増額、人員増に伴う「福利厚生費」の増額により、全体として対前年度比2.1%の増となった。

### IV その他

特になし